

四日市市

市立小中学校における余裕教室等活用方針（案）

令和2年4月

四日市市教育委員会

目 次

- 1 方針策定の趣旨
- 2 本市における余裕教室の定義
- 3 必要教室数の基準に関する考え方
- 4 学校敷地の有効活用
- 5 余裕教室利活用の基本的な考え方
- 6 余裕教室及び学校敷地利活用に係るフローチャート

(参考資料) 1 「余裕教室」及び「一時余裕教室」の定義について

- 2 H30.9「新・放課後子ども総合プラン」策定（文部科学省、厚生労働省）

1 方針策定の趣旨

国全体において、児童の安全・安心な放課後等の居場所確保に向けた余裕教室等の活用が促進されています。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域と学校の連携、協働のもと、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、子どもたちと地域を創生する活動も進めています。

学校施設は、教育財産として学校教育のために使用することが基本です。本市の児童生徒に対する教育機会の確保や教育水準の維持向上のためには、学校教育を進めるうえで必要な教室を確保する必要があります。

一方で、学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあり、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情に応じて積極的に活用されることが望ましいと考えます。

そこで、学校教育を進めるうえで、必要な教室を確保するしくみを整えるとともに、その結果、余裕教室として把握された教室等を広く活用することができるよう、基本的な考え方や必要な基準を、基本方針としてここに示すものです。

2 本市における余裕教室の定義

市立小中学校における余裕教室等活用方針（以下「活用方針」と表記）は、四日市市立小中学校の教室を対象とします。

必要教室				余裕教室
(1)普通教室 通常学級 特別支援学級	(2)特別教室 理科室、音楽室 家庭科室など	(3)管理諸室 教材室、資料室など	(4)学校教育施策に係る教室等 少人数指導教室、会議室、多目的教室 適応指導教室など	

文部科学省では、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室を余裕教室と定義しています。（P11 参考資料1参照）

本市においては、国の定める定義に基づき、既存の学校施設内にある教室等の中で、学校教育活動を行ううえで必要な教室を必要教室として算出します。さらに、施設全体の保有教室から必要教室を除いた教室を余裕教室とします。

3 必要教室の基準に関する考え方

◎基準となる教室の広さ…各項目の活動を行ううえで、必要となる最小限の教室の広さ。

1 教室は、普通教室1室分の広さとする。（ ）内は市内小・中学校の規模による教室数の範囲を表す。

(1) 普通教室

①通常学級 基準となる教室の広さ 1教室（6教室～26教室）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、小中学校ともに原則として1学級の児童生徒数は、40人を上限としています。三重県においては、みえ少人数教育推進事業の実施に伴い、児童生徒の基本的な生活習慣の確立や基礎・基本の学力の向上をめざし、小学校1年生で30人を基準、小学校2年生で35人を基準、中学校1年生で35人を基準とした学級編制（いずれも下限25人）をそれぞれ実施しています。また、本市においては、少人数指導による子どもの実態把握、基礎学力の定着、学習規律の確立等をめざし、小学校1年生、中学校1年生において

30人以下学級編制（下限なし）を実施しています。

通常学級として使用する教室は、1学級1教室とし、みえ少人数やよっかいち少人数によって対応した学級を含めた実学級の数とします。年度ごとの普通教室数は、各学校の学級編制数によって変容していきます。

②特別支援学級、サポートルーム（校内通級） 基準となる教室の広さ 原則1教室（1教室～5教室）

特別支援学級として使用する教室は、原則、1学級あたり1教室を配置するものとします。しかし、在籍児童生徒数によっては、1教室を0.5教室にするなど、各学校において教室の活用を工夫しています。

また、サポートルームについては、小学校の通常学級において、発達障害をはじめとする個に応じた指導や支援が必要な児童に対して、週2時間の取り出し授業を実施し、学習や生活上の課題の改善・克服をめざしています。サポートルームについては、情緒等通級指導教室が設置されていないすべての小学校への設置を目指し、令和2年度以降、順次、小学校に設置していきます。このうちのいくつかは、将来、情緒等通級指導教室に置き換えていくとともに、サポートルームの指導時間数も拡大していく計画であることから、専用の教室を確保することが必要です。

(2) 特別教室 基準となる教室の広さ 1～2教室（各教科につき1教室～2教室）

理科や家庭科、図画工作科（小）、技術科（中）、美術科（中）、音楽科は、単元によっては、実験や実習、創作活動、合唱や合奏などの活動を通して学習することが指導要領に示されています。特別教室は、これらの教科それぞれの学習内容に応じた設備や備品等を備えた教室のことで、理科室、家庭科室、図画工作室、技術室、美術室、音楽室を総称したものです。

特別教室は、それぞれの学習内容に応じた活動を行う際に児童生徒にとって危険が生じないように、あるいは、十分に表現活動を行うことができるように、耐火性、耐熱性、音響効果、遮音性等の整備を行ったり、薬品や楽器などを保管したりすることができるようにしています。

したがって、特別教室は、原則として、他の用途で活用することはできません。ただし、災害の際には、避難所として活用する場合があります。

(3) 管理諸室

①校長室、職員室 基準となる教室の広さ 0.5教室～2教室（0.5教室～2教室）

校長室は、学校長の学校運営に係る事務作業や管理職を含めた学校運営に係る会議、来客対応等を行うことを目的として活用しています。また、資料室には保管しないような各種資料等を保管することを目的として活用しています。学校には、これらのことが可能となるよう、すでに施設の整備や家具等の設置を行っており、他の用途として活用することはできません。

職員室は、教職員の授業準備や事務処理、打ち合わせ等を行うことを目的として活用しています。そのために、すでに書棚、掲示板、教職員用個人ロッカー等を設置するとともに、作業を行うための机や椅子等の配置を行っているため、他の用途として活用することはできません。

②保健室 基準となる教室の広さ 1教室（1教室）

保健室は、児童生徒がけがや病気によって手当を受けたり一時的に休養を取ったりすることを目的として活用しています。また、児童生徒に対し、カウンセリングを行うなど、教育相談を行う場所としても活用しています。毎年度ごと、あるいは定期的に実施される児童生徒の健康診断等においても

活用しています。そのために、洗面台の設置や応急処置用品等を保管する棚の設置、健康診断に必要な器具の保管、ベッドの設置等、目的に応じて整備されています。したがって、他の用途として活用することはできません。

③教材室、印刷室、資料室 基準となる教室の広さ 0.25教室(0.25教室～2教室)

教材室は、算数・数学科、国語科、社会科など、特別教室を使用しない教科等において活用する教材を保管します。印刷室は、印刷機をはじめ、印刷用紙や画用紙など、教材として必要な消耗品、大判プリンターなどを設置しています。資料室は、教材室と同様に活用するほかに、教職員の研修のための資料や教育関連書籍を配架し、教材研究等で活用しています。

教材室、印刷室については、各教科に必要なものや印刷に必要なものを保管していることから、現在、活用しているところを継続して使用していきます。資料室については、現在、置いてあるものなどを整理し、スペースとして活用できるかどうかを検討します。

(4) 学校教育施策に係る教室等

①少人数指導教室 基準となる教室の広さ 0.5教室(0教室～9教室)

本市では、少人数編成による指導体制の充実を図っています。多くの学校では、主に小学校算数科、中学校数学科の授業で実施されており、その他、国語科や英語科などの教科においても実施されています。

少人数指導教室は、子どもたちの学習が効果的に行われるよう、学習形態を工夫する中で、集団の人数によって、0.5教室を最小単位とし、必要数を算定します。ただし、活動内容によって少人数であっても、1教室を必要とする場合があることから、各学校において柔軟に対応していきます。

少人数指導教室数は、大規模校では1学年に1教室、中規模校では2学年に1教室、小規模校では3学年に1教室を基準とし、各校の教育課程の編成に応じて必要となる教室数を決定します。

※大規模校19学級以上 中規模校13学級から18学級 小規模校12学級以下とします。これは、学校教育法施行規則第41条「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」(この基準は中学校にも準用されます)を基にした基準です。

②PTA室、コミュニティ室 基準となる教室の広さ 0.5教室(0.5教室～1教室)

各校PTA活動については、会議室等を活用し、話し合い等が行われています。各専門部等の資料や備品等を保管するために、学校によってはPTA室を設置したり、他の教室と共有しながら活用したりしています。

本市においては平成22年度から「四日市版コミュニティスクール」を指定し、地域とともにある学校づくりを推進しています。現在、運営に係る会議等については、学校施設内にある会議室や多目的室、校長室等を共用しています。

PTA活動の一環として行われている定期的な会議については、一定の広さの教室等が必要となりますが、常時、スペースが必要とは限りません。したがって、PTA室、コミュニティ室については、0.5教室とし、他の用途と共用して設置するなど、各校において工夫をしていきます。

③多目的教室 基準となる教室の広さ 1～2教室(0教室～2教室)

多目的教室は、学年単位での活動や広い場所を活用した作業が伴う活動など、授業等のねらいや時期に応じて活用しています。(例えば、特別活動において、テーマを設定した学年集会や修学旅行、自然教室保護者説明会、総合的な学習の時間における発表会などです。)

各校によって、児童生徒数に差があることから、基準数を1～2教室とし、算定します。

なお、常時、活用する教室ではないため、PTA室やコミュニティ室などと共用するなど、各校において工夫した活用を検討していきます。

④その他の教室

その他、学校において特色のある活動に活用するための教室として、次のような用途があります。

ア 外国人指導のための教室（関係校のみ） 基準となる教室の広さ 0.5教室

本市においては、外国人児童生徒の学校生活への円滑な適応を図ることを目的とした取り組みを行っています。今後は、外国人児童生徒の増加が見込まれており、外国人児童生徒在籍校にて日本語指導の充実を図っていく必要があります。

現在、各校の教室活用の実態に応じて、多目的教室や視聴覚室、その他空いている教室を0.25教室から1教室設置し、共用スペースとして活用しています。

今後、学校によっては必要となる教室であることから、0.5教室を基準とし、他の教室との共用も含めて、活用の工夫を図っていきます。

イ 児童会室、生徒会室 基準となる教室の広さ 0.25教室

各校において、特別活動の一環として委員会活動を行っています。その中でも児童会室、生徒会室については、定例の委員会活動日だけでなく、所属している児童生徒が自主的に集まり、活動することもあります。

小学校の児童会室については、児童会担当の教員の学級において活動することが多いため、特別に教室を設定せずに、通常学級の教室を共用するようにすることもあります。中学校の生徒会室については、週に1回程度、自主的に集まって活動することが多いこと、また、生徒会所有の資料などがあることから、0.25教室を基準とし、活用を図っていきます。

ウ ランチルーム（小学校 現在設置校のみ） 基準となる教室の広さ 1～2教室

ランチルームは、同学年や異学年の児童と給食を食べたり、教員と児童での会食を行ったりすることを目的として活用しています。会食等の時間以外の活用としては、学年集会、児童会役員選挙、保護者説明会、PTAの会議等があります。

ランチルーム本来の目的としての使用やその他の時間における使用を考慮し、学校規模に応じて1～2教室を基準として活用していきます。

エ 郷土資料室（小学校のみ） 基準となる教室の広さ 1～2教室

小学校3年生では「人びとのくらしのうつりかわり」について、社会科において学習をしています。学習をする際には、昔の人びとが生活で活用していた物などを通して、くらしがどのように変わってきたのかについて、実際に残っている資料を活用することがあります。資料を調べることについては、学校にある郷土資料室や博物館の見学などを通して、学習を進めています。

郷土資料室については、すべての学校に設置するものではありませんが、現在の地域にある昔の生活に使った道具や仕事の道具を展示している学校もあることから、1～2教室を基準とします。

○算出基準数適用にあたっての考え方

前述した「必要教室数の基準に関する考え方」を基に、学校規模や現在の教室利用を考慮し、以下の数式を用いて余裕教室を算出します。算出するにあたっては、必要教室の精査や教室の共用等の可能性についても検討を進めていきます。

$$\text{保有教室} - (\text{必要教室 A} + \text{必要教室 B}) = \text{余裕教室}$$

必要教室 A…すべての学校において必須の教室

普通教室（7教室～31教室）＋特別教室（4教室～7教室）

必要教室 B…学校の児童生徒数に応じて必要数が異なる教室

管理諸室（0.25教室～2教室）＋学校教育施策に係る教室等（0教室～17教室）

学校によっては、児童生徒数により保有教室数の使用がそれぞれであることから、算出結果によって、検討することが可能かどうかについて以下の基準で判断をします。

余裕教室となる教室がある場合（保有教室と必要教室の差がプラスの場合）

余裕教室の利活用について、検討可能とします。ただし、学校によって余裕教室となる教室の場所が異なるため、検討を行う前に学校への確認を必要とします。

余裕教室となる教室がない場合（保有教室と必要教室の差が0またはマイナスの場合）

余裕教室の利活用について、必要教室 B において必要教室数を精査したり、教室の共用を検討したりすることによって余裕教室が確認できた場合に限り、検討をすることを可能とします。

○余裕教室活用における留意点

余裕教室が算出された場合においても、余裕教室の場所が、以下のように教育活動上、支障が出る場合があります。

- ・普通教室に囲まれた教室が余裕教室となる場合
- ・校舎の3階や4階が余裕教室となる場合
- ・国庫補助を受けて整備を行っている教室が余裕教室となる場合
- ・活用団体利用者の動線が学校教育活動を行ううえでの支障が想定される場合
- ・その他、学校教育活動上、支障が想定される場合

このような場合においては、余裕教室の活用については、検討を進めることができないため、学校敷地の活用についての検討を進めます。

4 学校敷地の有効活用について

学校施設のうち、施設内の余裕教室の利活用だけでなく、学校敷地内を有効に活用することにより、放課後の子どもの居場所づくりや学校と地域との連携、協同の充実につながると考えられます。

学校敷地の利活用にあたっては、次のようなメリットやデメリットが想定されます。

○メリット

- ・子どもたちが敷地から外に出ないため、安全に放課後の活動を行うことができる。
- ・学校と利活用団体との管理責任を明確にすることができる。
- ・余裕教室利用と異なり、光熱費等、運営に係る費用を学校と明確に分けることができる。
- ・敷地に余裕がある場合は、増築等によって利用者増にも対応することができる。
- ・閉所の際に、倉庫等として学校が利用できる。

○デメリット

- ・運動場や中庭等の敷地が狭くなる。
- ・施設建設場所によっては、動線の確保が難しい場合がある。
- ・施設の建設費用や維持管理費用がかかる。
- ・敷地の状況によっては、利用者数が増えても増築等の対応ができない。

敷地の利活用については、学校敷地内に利用可能な敷地があるかどうか、学校教育活動上、支障がないかなどなどの検討を行うとともに、上記メリット、デメリットを参考に、こども未来部が利用団体と教育委員会の調整を行います。調整にあたっては、「余裕教室等利活用のためのガイドライン(仮称)」に基づき、実際に各団体が運営を開始した際に生じる課題について、協議を行いながら進めていくものとしします。

ただし、学校敷地に施設等を建設するための空きスペースがない場合や調整の結果、学校敷地が利用できないとなった場合については、検討は行いません。

5 余裕教室等利活用の基本的な考え方

(1) 活用におけるポイント

- | |
|--|
| ①児童生徒の安全・安心な放課後の居場所となること |
| ②社会に開かれた学校づくりを目的とした地域と学校の連携、協同の場所となること |

活用にあたっては、要望のあった団体の活動趣旨とこの2点のポイントを照らし合わせ、調整を行っていく必要があります。

(2) 余裕教室等利活用にあたっての調整をする団体等について

<学校施設を利活用するために占有許可が必要な団体>

本市では、全ての小学校区に学童保育所が開設されており、利用児童数が多い校区においては、複数開設されています。

学童保育所施設の増設、移転等に際して、地域の学童保育所運営委員会からは学校施設を利用したいという要望も出ていることから、今後も、学校施設を利活用する学童保育所が増えることが想定されます。学童保育所が学校施設にあることで、学童保育所までの移動距離が短いなど、放課後の安全・安心な居場所となることから、こども未来部において団体と教育委員会との調整を行っていきます。

また、総合型地域スポーツクラブなど、小中学生が関わる地域の団体などについても、団体の活動趣旨を踏まえうえで調整を行うことも検討します。

ただし、どのような団体においても、学校の教育活動に支障がある場合や児童生徒の安全が確保できない場合は、活用することができません。

<占有許可を必要としない地域と学校との連携のための団体>

○PTA活動及び四日市版コミュニティスクール

市内すべての小中学校において、各校のPTA団体が組織されています。社会教育及び家庭教育の充実にも努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、子どもたちの健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とし、各校在籍の保護者が任意で会員となり、活動を行っています。また、本市では、四日市版コミュニティスクールを核として、保護者・地域住民の学校運営の参画意識の醸成に努め、協働して教育活動に取り組む仕組みを構築することにより、地域とともにある学校づくりを推進しています。

これらの団体は、保護者・地域の方とともに学校運営に参画していることから、学校施設を優先的に活用することができるようにしていきます。

○地域子ども教室

地域住民や教員OB、大学生などの学習支援ボランティアがその知識・技能を活用し、放課後や長期休業中等に学習支援を行い、基礎学力の定着及び学習意欲の向上を目指しています。

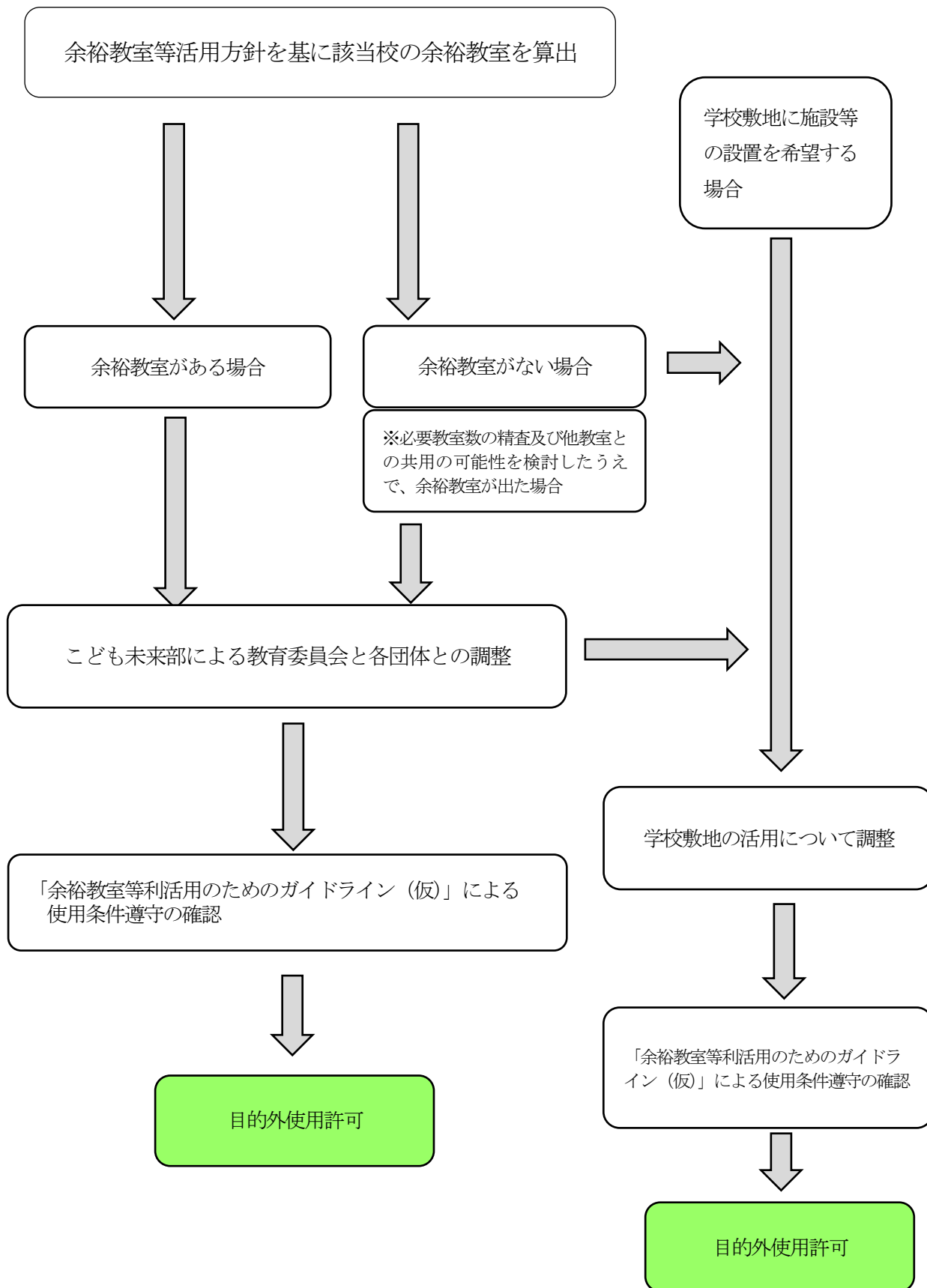
地域子ども教室は、放課後や長期休業中等に、小中学校の使用していない教室や地区市民センター、地区集会所などを活用して取り組みを進めています。活動が放課後や休業日であるため、授業等に支障がないことから、使用教室の基準数を0教室としますが、希望する学校があれば、その地域の学校の会議室やPTA室等との共用について検討していきます。

◎避難所となった場合の活動について

地域防災計画において、災害時の教育委員会の所掌事務は「教育施設による避難場所の応急共用及び避難所の管理に関すること」となっており、大規模災害が発生した場合、市立の小・中学校（原則として体育館）は「指定避難場所」として、長期にわたり避難所となる可能性があります。

したがって、災害発生時においては、避難所開設の指示に従い、学校施設を利用していた団体の活動は直ちに中止し、避難所開設を優先します。

6 余裕教室及び学校敷地利活用に向けてのフローチャート



○参考資料

(資料1)「余裕教室」及び「一時余裕教室」の定義について

「余裕教室」

現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室

「一時余裕教室」

現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることとなると考えられる教室

「平成29年度公立小中学校等における余裕教室の活用状況について」(平成29年12月15日)

大臣官房文教施設企画部施設助成課 報道発表資料

(資料2) H30.9「新・放課後子ども総合プラン」策定(文部科学省、厚生労働省)

3 国全体の目標

- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、…(中略)…以下の内容に、留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

- ①学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
- ②全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所確保に向けた余裕教室等の活用
 - i) 余裕教室の活用促進
 - ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進